

令和6年度 第3回四條畷市子ども・子育て会議議事要録

日 時	令和6年12月18日(水)午後2時～
場 所	四條畷市役所本館3階委員会室

(出席者) 小寺委員長・柏原副委員長・河原委員・内村委員・市林委員・高橋委員・森本委員・

三宅委員・小林佑介委員・福井委員・山田委員

(欠席者) 小林由美子委員

1. 開会

事務局: 定刻になりましたので、只今から「令和6年度第3回四條畷市子ども・子育て会議」を始めさせていただきます。皆様方には、お忙しいところ参加いただき、誠にありがとうございます。わたくし、本日司会を務めさせていただきますことも政策課の宮地でございます。

本日は、子ども・子育て会議委員12名中、出席委員は11人、過半数のご出席があります。なお、小林由美子委員がご都合により欠席されています。四條畷市子ども・子育て会議規則第3条第2項の規定のとおり、本会議の成立を報告いたします。

傍聴者は1名です。本日の会議を公開してよろしいでしょうか。

ご異議がないようですので、本日の会議は公開します。

〈資料確認〉

事務局: ご発言にあたっては、議事録作成のため、音声を拾いやすいよう、マイクを使用のうえ、お名前とともに、ご発言くださいますようお願いいたします。

それでは、これ以降の議事進行は、規則第3条第1項の規定により、委員長が議長となっておりますので、小寺委員長をお願いいたします。委員長よろしくをお願いいたします。

小寺委員長: 皆様、こんにちは。前回の9月の会議の時は暑かったですが、もう冬になってきましたね。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議事

小寺委員長: それでは次第に沿って議事を進めてまいります。

案件1「第3期四條畷市子ども・子育て支援事業計画（素案）について」、事務局から説明をお願いします。

事務局: それでは、資料1「第3期四條畷市子ども・子育て支援事業計画（素案）」をご覧ください。前回のも・子育て会議でご確認いただいた、たたき台に修正を加え、素案としています。前回の説明と重複する点については、簡単に説明させていただきます。

表紙の次に目次です。目次にはページを入れています。

1ページから第1章「計画策定にあたって」です。計画策定にあたっての基本情報を記載しています。

3ページに記載の計画の位置付けの図については、前回2ページの下に記載していましたが、少し詰まった印象がありましたので、次のページへの記載としました。

次に6ページをご覧ください。第2章「四條畷市の子ども・子育てを取り巻く現状」です。

6ページから18ページまでは社会的な状況を記載しています。

19 ページから 27 ページまではニーズ調査からみられる状況を記載しています。

28 ページから 36 ページまでは、子どもの生活に関する実態調査からみられる状況を記載しています。

37 ページからは、第 3 章「第 2 期計画の取組み状況と課題」です。37 ページから 49 ページまでは、第 2 期計画の実績として、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の第 2 期計画期間中の実績を記載しています。

50 ページから 57 ページまでは、第 2 期計画の主な取組みとして、第 2 期計画期間中に取り組んだ主な新規・拡充事業を記載しています。

58～59 ページは、現状等を踏まえ、課題のまとめを記載しています。

60 ページからは、第 4 章「計画の基本的な考え方」です。

基本理念は、第 2 期計画の基本理念を踏襲しています。基本理念の実現に向けて 5 つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

64 ページからは、第 5 章「施策の展開」として、5 つの基本目標につなげる施策の方向ごとの事業について記載しています。たたき台の段階では作成中でしたが、今回各事業を盛り込んでいます。

「1 親と子の育ちと学びを支援する環境整備」のなか、「(1) すべての子育て家庭への支援」では、地域における子育てサービスの充実として 19 の事業を挙げています。

保護者が子育てに感じる不安や孤立感、負担感を軽減できるよう、地域における子育て支援サービスを充実するとともに、在宅の子育て家庭や社会的養護を必要とする家庭も含め、全ての子育て家庭を対象に、ニーズに合わせた多様な支援を進めていきます。

66 ページには、コラムとして子育てぽけっとの説明を記載しています。

次に、「(2) 就学前教育・保育の充実」では、就学前教育・保育の支援として 2 事業、教育・保育の質の向上として 6 事業、保育体制の整備として 4 事業、保育サービスの多様化として 6 事業、保育サービスの第三者評価への取組みとして 3 事業を挙げています。

就労形態の多様化などに伴う多様な保育ニーズに対し、きめ細やかで柔軟な保育サービスのより一層の充実をめざすほか、保護者の就労状況に関わらず、すべての子どもに質の高い教育・保育を提供するため、特色ある保育を進めるとともに、研修等を実施し、教育・保育の質の向上を図ります。

コラムでは、市立忍ヶ丘あおぞらこども園及び岡部保育所の特色ある保育を記載しています。

次に、「(3) 子どもの生きる力を育成する教育環境の整備」では、子どもの生きる力の育成として 17 事業、子どもの多様な体験の充実として 3 事業、子どもの学力向上として 3 事業を挙げています。

子どもたちが社会の変化の中で、主体的に生きていくことができるよう、学校教育等を通じて知識・技術はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力などまで含めた確かな学力を身につけられるよう、地域の実態を踏まえ、創意工夫をしながら、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導ができるようにしていくとともに、小学校生活への円滑な接続をめざすべく共通の見通しが持てるよう、認定こども園、保育所（園）、小学校の連携を強化します。

次に、「(4) 相談体制の充実」では、相談支援の充実として 11 事業、子育て支援のネットワークづくりとして 2 事業、つどいの場づくりとして 1 事業を挙げています。

すべての子育て家庭が、不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができるように、身近なところで子育てに関する相談ができるよう、様々な場所での相談や情報提供を行い、保護者の育児負担の軽減を図るとともに、子育て支援サービス機関相互の連携を図り、親の子育てに対する不安にタイムリーに対応できるようにしていきます。

コラムは、ネウボラなわてについて記載しています。

「(5) 次代を担う親の育成」では、相談支援の充実として 2 事業、人権意識の醸成として 3 事業を挙げています。

次代の親となっていく子どもたちが、優れた道徳性や生活態度を身につけ、男女が協力して家庭を築き、

子どもを生み育てることの大切さなどについての理解が深まるよう、学習の機会を提供していきます。

78 ページからは、「2 子ども権利擁護推進」について記載しています。

「(1) 子どもへの権利侵害対策の充実」では、虐待予防から予後の家庭支援として8事業、虐待防止ネットワーク活動の充実として1事業、いじめ、体罰、不登校等への対応として6事業を挙げています。

子どもの権利侵害対策としては、「四條畷市子ども基本条例」の理念や考えを踏まえ、子どもの権利を守る取組みを総合的に進めていきます。

育児不安や児童虐待の早期発見に努め、訪問等による援助・育児指導や相談体制の充実を図るとともに、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、子どもの権利擁護、虐待をしてしまった保護者への対応、家族関係修復支援など、効果的・効率的に実施できるネットワーク体制の強化を図ります。

また、子ども自身の意見や意思が最大限に尊重されるよう配慮するとともに、非行、不登校、いじめなど子どもの権利侵害に対し、家庭、学校、行政などが連携して情報の共有化を図り、子どもの権利擁護を基本に据えた対策づくりを進めていきます。

コラムは子ども家庭総合支援拠点について記載しています。

次に、「(2) 障がいのある子どもに対する施策の充実」では、地域で共に育つ環境整備として3事業、子育て支援の総合的な対応力の強化として4事業、地域のリハビリテーション体制の充実として1事業、障がい児施策の充実として17事業、保幼小中の連携として3事業を挙げています。

障がいのある子どもとその家庭に対して、一人ひとりの障がいの状況に応じた、きめ細かな支援を行えるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取組みを推進するほか、発達障がいを早期に発見するとともに、障がいのある子どもに関する情報の集約を図り、利用者のニーズに合った支援が行えるフォロー体制の強化を図ります。

コラムは児童発達支援センターについて記載しています。

次に、「(3) ひとり親家庭等の自立支援の充実」です。本計画は、第五次四條畷市ひとり親家庭等自立促進計画としても位置付けています。

近年、離婚件数は年々減少傾向にあるものの、結婚に対する価値観の多様化などから、ひとり親家庭の世帯数は依然として高い数値で推移しており、ひとり親家庭等に対する経済・生活面の支援や相談援助に加えて、これから離婚を考える方へ必要な手続きや施策を案内する離婚前相談等のニーズが高まっており、離婚前後に切れ目のない支援が求められています。

相談体制・情報提供の充実として8事業、就業支援の推進として6事業、養育費確保等の推進として4事業、子育て・生活支援の推進として9事業、経済的支援の推進として4事業を挙げています。

次に、「(4) 子どもの貧困対策の充実」です。

子どもの貧困対策については、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されましたが、令和6年6月に、法の名称に「貧困の解消」を盛り込んだ「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」が制定され、「こどもの現在の貧困を解消するとともに、将来の貧困を防ぐ」、また、「妊娠から出産まで及びそのこどもが大人になるまでの過程において切れ目なく支援が行われる」よう、子どもの貧困対策を推進することとされました。

本市では、令和2年3月に「第2期四條畷市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画として位置づけ、子どもの貧困対策を進めてきましたが、「第3期子ども・子育て支援事業計画」では、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画として位置づけ、これまでの計画の理念を踏襲しつつ、現在の子どもの貧困を取り巻く状況を踏まえ、子どもの貧困の解消に向けて、教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援など各分野の総合的な取組みをさらに進めていきます。

経済的支援及び就労支援として20事業、学びを支える環境づくりとして3事業、子どもたちへの支援として6事業、保護者への支援として21事業、安心して子育てできる環境整備として7事業、健康づくり

支援として 10 事業を挙げています。

次に、「3 親子の健康確保と増進」です。

「(1) 子どもや母親の健康確保」では、子どもや母親の健康の確保として 14 事業、小児医療の充実として 2 事業を挙げています。

妊娠・出産期から切れめなく、新生児期および乳幼児期を通じて、子どもや母親の健康が確保されるよう努めるとともに、母子保健事業の一連の流れの中で子育て支援の充実を図っていきます。さらに、これらの取組みを通じて必要な支援に結びつくよう関係機関との連携のさらなる強化を図ります。

「(2) 食育の推進」では、8 事業を挙げ、食育のコラムを記載しています。

次に、106 ページからは、「4 家庭と仕事の両立支援」として、「(1) ワーク・ライフ・バランスの推進」を 2 事業、「(2) 就業環境改善への働きかけ」では、就業環境改善への働きかけを 2 事業、子育て中の親に対する再就職支援を 2 事業挙げています。コラムにはワーク・ライフ・バランスについて記載しています。

次に、108 ページからは、「5 子どもが安心・安全に暮らせるまちづくり」として、「(1) 安心して外出できる環境の整備」として 4 事業、「(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進」として 4 事業、「(3) 子育て世帯が暮らしやすい環境の確保」について、子どもと過ごしやすい環境づくりを 4 事業、若い世代の住宅確保にかかる支援を 3 事業挙げています。コラムには安まちメールについて記載しています。

次に、111 ページからは、第 6 章「事業計画」です。こちらもちたき台の段階では作成中としておりましたが、今回、各事業の量の見込みや提供体制の確保内容等について記載しています。

「1 教育・保育事業の量の見込みと提供体制の確保内容」についてです。

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握したうえで、令和 7 年度を始期とする 5 年間の、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本市においても、令和 5 年 12 月に実施したニーズ調査をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みと確保の内容を設定しています。

教育・保育提供区域の設定については、教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、需要動向の把握や施設整備などを円滑に進めるためには、区域としてある程度広い範囲を考慮していくことが望ましいこと、また今後の子どもの数の増減を踏まえて、保育ニーズに対応していくには広域での調整が求められることから、本市では、教育・保育提供区域について、市全域を 1 区域としてとらえています。

教育・保育事業について量の見込みと提供体制の確保内容をまとめたものが、112 ページの表です。

今後の方向性としては、児童数は減少していくものの、保育ニーズは引き続き高い状況にあるため、令和 8 年度での認定こども園の新設に向けて調整します。

具体的には、現在休園中の幼稚園である星子幼稚園が幼稚園を廃止し、新たに幼保連携型認定こども園としての新設を検討されています。

保育事業については、1 歳児において、当面の間量の見込みに対する不足が見られるものの、認定こども園の新設により、0 歳児、2 歳児及び 3 歳児以上は、令和 8 年度以降に提供量を確保できる効果が見込めます。

また、全体調整のなか、1 歳児は、公立・民間含め、定員を超えたさらなる弾力運用を図るなど、引き続き、特定教育・保育施設との連携を図り、保育需要が著しく増加した場合は、その対応を検討していきます。

なお、事業計画の対象外である企業主導型保育事業においては、0 歳児で 8 人、1・2 歳児で 22 人の地

域枠があります。

教育事業については、市外の園の希望者が一定数いることから、令和9年度まで量の見込みに不足が出ている部分についても対応可能と考えています。

114 ページからは、地域子ども・子育て支援事業の量の見込と提供体制の確保内容について記載しています。

(1) 時間外保育事業（延長保育）については、提供体制が整っており、引き続き、希望に対応していきます。

(2) 幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）についても、引き続き、希望に対応していきます。

(3) 保育所等における一時預かり事業については、現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。

(4) 病児・病後児保育事業については、令和6年度から、病児保育室において、Web で利用申込ができるようになり、利便性の向上が図られました。現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。

(5) ファミリー・サポート・センター事業については、必要な人が利用しやすいように、制度の周知を図るとともに、多様なニーズに対応できるよう援助会員の確保に努めます。

(6) 子育て短期支援事業についても、現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。必要な人が制度を利用できるように、制度の周知に努めます。

(7) 地域子育て支援拠点事業については、現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。地域子育て支援拠点（つどいの広場）に加え、公立保育所等における子育て支援の取組みについても周知を図っていきます。

(8) 放課後の居場所づくり事業（放課後児童健全育成事業）については、令和7年4月からふれあい教室の運営業務を民間事業者へ委託し、安定的な運営の維持とサービス拡充を図ります。

(9) 妊婦健康診査については、母体と胎児の健康のために必要な妊婦健診の自己負担軽減により、受診しやすい環境づくりを行っています。今後とも国の動向を注視していくとともに、利用を啓発していきます。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）については、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師・助産師が訪問し、乳児とその保護者の心身の状況と養育環境の把握を行うとともに、4か月健診までに民生委員・児童委員・主任児童委員も訪問を行い、地域の子育て情報の提供を行っています。

(11) 養育支援訪問事業については、養育支援が必要な家庭に対応できるよう、保健センター等と連携して支援を行います。また、必要に応じて他の事業も活用し支援を強化します。

(12) 利用者支援事業については、子育て総合支援センターと保健センターを中心に事業を推進するとともに、関係機関との連携を図り、身近な場所での相談や情報提供を行います。

(13) 実費徴収に係る補足給付事業以降の事業については、第3期計画から追加しています。

(13) 実費徴収に係る補足給付事業は、私立幼稚園（新制度未移行園）を利用する年収360万円未満相当世帯及び第3子以降は副食費を上限額まで免除としており、今後も当該家庭の負担軽減のため、事業を継続していきます。

(14) 多様な事業者の参入促進事業については、現在対象者がおらず、量の見込みを出せないため、表は記載していませんが、事業は実施可能です。小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援環境の充実に努めます。

(15) 妊婦等包括相談支援事業については、妊婦その他配偶者に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

(16) 産後ケア事業については、必要な人が利用しやすいように、制度の周知を図るとともに、受け皿と

なる医療機関や助産院の確保に努めます。

(17) 子育て世帯訪問支援事業については、様々な事情で家事や育児に支障のある世帯にホームヘルパーを派遣し、家事や育児の援助を行います。必要な人が制度を利用できるように、制度の周知に努めつつ、必要な支援を実施します。

(18) 親子関係形成支援事業については、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。必要な人が制度を利用できるように、制度の周知に努めつつ、必要な支援を実施します。

次に、122 ページ、こちら第 3 期計画で新たに追加となりますが、乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の量の見込みと提供体制の確保内容についてです。

この事業は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。令和 8 年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体で実施するとされています。生後 6 か月から満 3 歳未満の未就園児を対象に、就労要件を問わず受入れを行います。

次に、教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保についてです。

こちらの内容については、第 2 期計画の内容に基づきつつ、国の動向や四條畷市教育振興基本計画の策定等を踏まえるとともに、平成 29 年 3 月に策定した四條畷市乳幼児教育保育アクションプランを本計画に統合しました。

四條畷市乳幼児教育保育アクションプランは、0 歳児から中学生までの子どもの一貫性、連続性のある発達を見通した教育を計画的・効果的に推進するための行動計画として策定したのですが、子ども・子育て支援施策を一体的に進めるため、第 3 期子ども・子育て支援事業計画に統合したものです。

(1) 認定こども園への移行については、本市では、平成 29 年度に公立の四條畷あおぞら幼稚園と忍ヶ丘保育所を統合し、幼保連携型認定こども園の忍ヶ丘あおぞらこども園に移行しており、私立の教育・保育施設においても、認定こども園への移行が進み、令和 6 年度では、公立・私立を合わせて 8 園となっています。認定こども園の移行にあたっては、引き続き、適宜情報提供を行うなど、必要な支援を行っています。

(2) 質の高い教育・保育の提供についてです。まず、①乳幼児期の重要性としまして、0 歳から就学前の乳幼児期は、子ども自身の成長が最も著しく、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で極めて重要な時期です。そのため、この時期における教育・保育がその後の生き方に大きく影響することを周りの大人は常に意識し、子どもの育ちに関わっていくことが重要です。その重要性は、教育基本法、幼稚園教育要領、保育所保育指針にも明記されています。

次のページ、②乳幼児教育・保育における子どもの資質・能力育成の考え方としては、乳幼児教育・保育に関する 3 要領・指針（幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領）において、①乳幼児教育・保育における「カリキュラム・マネジメント」の実施、②「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った絶え間ない指導の改善、③「幼児期に育成すべき資質・能力」と「幼児期教育における見方・考え方」の明確化の 3 つを軸に整合性が図られています。

次に、③乳幼児教育・保育において育みたい資質・能力としては、①「知識・技能の基礎」、②「思考力・判断力・表現力等の基礎」、③「学びに向かう力・人間性等」の 3 つの資質・能力の柱とされており、これらは個別に取り出して身につけさせるものではなく、遊びを通しての総合的な指導を行う中で、一体的に育んでいくことが重要とされています。

次に、④幼児期の終わりまでに育ってほしい姿としては、育みたい資質・能力の 3 つの柱を踏まえた、10 の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」があり、小学校との接続期の連携の手掛かりとされている。

ます。教育・保育施設と小学校が 5 歳児修了時までには育ってほしい具体的な姿を共有化することにより、幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化が図られることが期待されます。

次に、⑤学校の段階間の円滑な接続に向けた取組みの考え方としては、学びの連続性を確保するためには、5 歳児は 0 歳からの豊かな体験の積み重ねに支えられ、小学校 1 年生はそれ以降の学びや生活へと発展していくという視点が大切です。特に、小学校 1 年生は、自分の好きなことや得意なことが分かってくる時期であり、小学校 6 年間の学びや生活の基盤をつくる重要な時期ともいわれています。このため、5 歳児から小学校 1 年生の 2 年間は、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるために重要な時期であり、「架け橋期」と呼ばれています。

この時期の教育については、幼稚園・保育所（園）・認定こども園と小学校という多様な施設がそれぞれの役割を担っています。子どもの成長を切れめなく支える観点からは、保幼小の円滑な接続をより一層意識し、乳児や幼児それぞれの特性など発達段階を踏まえ、一人ひとりの多様性や 0～15 歳の学びの連続性に配慮しつつ、教育の内容や方法を工夫することが重要です。

次に、⑥乳幼児教育・保育内容の充実としては、「全体的な計画」（保育課程・教育課程）の充実では、「カリキュラム・マネジメント」の推進、子どもの興味関心を起点とした保育・教育の推進、四條畷学園短期大学との連携を挙げています。

障がい児等の保育の充実では、「個別の支援計画」の作成、保育士・教員等の専門性を高める研修の充実、情報共有・情報発信の体制整備では、教育・保育内容の可視化の推進、教育・保育内容の情報発信、情報共有を挙げています。

研修内容の充実では、就学前施設の保育者による合同研修の充実、幼児教育アドバイザーの活用、公開保育の実施、保幼小中連携担当職員研修の開催、保育施設等における働き方改革研修の開催、同僚性の形成を挙げています。

(3) 開かれた乳幼児教育・保育の推進としては、①世代間・異年齢児との交流の充実、②体験の機会の確保・充実、③地域の子育て支援の推進を掲げています。

次に、(4) 就学前施設と小中学校との連携の推進では、① 就学前施設の相互連携の推進として、就学前施設と関係機関・組織の連携、合同行事や合同活動の実施促進を挙げています。

②就学前施設と小学校、中学校との連携の推進としては、保幼小連絡会の実施、就学前施設と小学校、中学校職員の体験交流の実施、就学前施設と小学校、中学校の子ども同士の交流、交流連携窓口の設置、子どもの自己肯定感を高める系統的な支援の充実を記載しています。

また、③子育て関連機関との連携の推進としては、子育て関連機関との情報共有・連携を記載しています。

次に、136 ページは、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保についてです。

令和元年 10 月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の入園料及び利用料、認定こども園等の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。給付申請や施設の確認・公示等について記載しています。

次に、137 ページ、第 7 章「計画の推進体制」について記載しています。

計画の推進にあたっては、庁内関係課で組織する子ども・子育て実務者会議において子育て等に関する見解や方向性を検討したうえで、諮問機関である四條畷市子ども・子育て会議において諮っていくなど、子育て・子育ての支援施策などに対して、市民にわかりやすい施策の展開を進めていきます。

また、計画の進行管理としては、事業等について、庁内関係課で組織する子ども・子育て実務者会議において具体的施策の進捗状況について把握、点検を行うとともに、四條畷市子ども・子育て会議において、施策の取組み状況について確認、評価を行うなど、計画的な進行管理と事業の改善を行っていきます。

138 ページ以降は参考資料です。策定経過、策定に関わっていただいた令和 5 年度・6 年度における四條畷市子ども・子育て会議委員名簿、関連法規として四條畷市子ども・子育て会議条例及び規則を記載して

います。

長くなりましたが、説明は以上です。

小寺委員長：ありがとうございました。

全体的にかなりボリュームがあるので理解するまでに少し時間がかかりそうですね。ただいま、第3期四條畷市子ども・子育て支援事業計画の素案についてのご説明をいただきましたが、委員の皆さま、何かご質問やご意見はございますでしょうか。

市林委員：116 ページから 121 ページまで量の見込が全部ずっと 0 が続いているんですけど、これはこのままでいかれるご予定でしょうか。

事務局：量の見込がニーズ調査などから算出したもので、提供量が実際に提供できるもので、これを差し引いて 0 人となっています。

市林委員：なるほど。全部 0なのは今聞いて納得なんですけど、なくてもいいのかなと思いました。

事務局：全ての事業で提供量から量の見込を引いた数字を記載しているので、他の事業に合わせて 0 人であっても記載させていただいています。

市林委員：わかりました。ありがとうございます。

委員長：ありがとうございます。なくてもいいかなという気もしますが、他になにかご意見はありませんか。

山田委員：50 ページの子育て世帯訪問支援事業について、産前産後にヘルパーさんを派遣されてお手伝いをしてもらう事業と聞いているんですけども、田原の方から、支援はあるけど、なかなかそちらまで行く手立てがなく、支援が届かないことが実際にあって。そういう場合はどうしてあげたらいいのかなという相談があったんですけど、田原って立派なお家があるの横のつながりとかがどうなのかは私にはわかりませんが、こういう時に相談しに行くのは市以外に自分たちで民生委員さんに相談するのは難しいですか。せっかく SOS を出しているのに、田原となると、下の方が車やバイクで走っていくので、時間もかかるし支援の金額も細かいことはわからないけど拘束時間もあると思って、やっぱり地域の中でお手伝いの取組みができないのかなと考えています。民生委員さんは常にいるので、その方にご相談をすればどうかなと思った次第なんです。よろしくお願いします。

子育て総合支援センター：子育て世帯訪問支援事業はおっしゃっていただいたとおり、様々な事情で子育てに不安を抱えているところにヘルパーさんを派遣させていただいているんですけど、お困りということであればまずは子育て総合支援センターにご相談いただければいいかなと思っています。実際に状況をお聞きして、この世帯は対象だとした時に事業所さんをこちらで探すかたちになります。確かに田原だけに限ったことではないんですが、色々な事業所さんに委託をしていますが、人手不足等で受けていただけないということが全くないわけではないんですが、実際に今田原の方にこのヘルパーさんを活用している方もおられますので、もし子育て総合支援センターにご相談いただいて事業者さんがいないということでお断りしたケースがあったかどうかの細かいところまでは今把握ができて

いないんですが、ニーズをお聞きして、例えばファミリー・サポート・センターとか色々な支援をこちらで一緒に考えさせていただけたらというのがあるので、どういう風にお困りかというのをお電話等でも構わないので一度ご相談いただければと思っております。事業所さんが見つかるかどうかは田原地区に限らず 100%保証はできないということはあるんですけども、なるべくご希望に沿えるようにできたらと思っております。民生委員さんに相談というのはなかなか、民生委員さんにどこまで求めるかということになってくるかと思うんですけども、民生委員・児童委員さんは地域の相談やお困りごとを聞いてくれる方ですが、相談をされてどこまで対応ができるかというのはこちらでは何とも言えないので、子育てのお悩みということであれば市の民生委員の事務局であったり、民生委員さんから子育て総合支援センターに相談があったりというのは考えられるかなと思います。

小寺委員長：他はよろしいですか。

内村委員：先程の話で、私は田原地区在住なんですけど、西部地区でずっと育って田原地区で子育てするにあたって、グリーンホール田原っていう支所があるんですけど、グリーンホールに行ったとて「ちょっと市役所行ってもらって・・・」とか市役所に電話されてとか、意味がないんですよ。すみません、悪口じゃないんですけど本当に意味がなくて、お母さん同士で預かってくわとか、出しといてあげるわとか、そんなことばかりなんです。なのでこういうところに田原にもいっぱい色んな子育てのおもちゃ貸し出しとかがあるのでそういうものをちょっとでも載せてもらえたらという気持ちがあります。ご相談いただけたらと言ってくれるのもわかるんですけど、西部地区で育った早さと田原の早さは全然違って、それ待ってるぐらいなら近所のおばちゃんにお願いするわっていうのがすごいあるんです。ただそうもなっていけないぐらい高齢化しているので、どうしたらいいのかと思っている若い人たちはいっぱいいるので、西部地区のことだけじゃなくて、田原のことを載せていただけたらありがたいと思っています。

小寺委員長：他ございませんでしょうか。

三宅委員：うちは幼稚園なんですけども、ここ1年ぐらいの間でお問い合わせが増えてきたのが、外国籍なのはわからないですが、ご両親共に外国人でいらっしゃるって、お子様を地元の公立小学校に通わせる前に、日本語をある程度理解させたいから幼稚園に通わせたいですとお問合せをいただくんですけども、なかなかうちの保育の感じだと全く日本語ができないお子さんをお預かりして保育を提供するというのが対応が難しく。外国語の対応ができる職員もおりませんしということでお断りをしてるんですね。実際に四條畷市にどれぐらい外国語しか理解できない就学前児童、就学児童がいるのか数とかはわからないんですけど、そういう方への支援は具体的に何かあるのかなと思ってお尋ねをします。

教育支援センター：小中学校期における日本語指導が必要な児童生徒、日々来られたり、出ていかれたりするの
で人数は変わっていきませんが、2桁いらっしゃるなかで支援策についてご質問いただいたかと思
いますので、お答えいたします。小中学校期におきましては、自立支援通訳者を学校に派遣
いたしまして、学校の授業プラス別室での日本語指導、また、母語の文化と日本語文化をつな
げるといったような指導を行っているところでございます。委員のご発言のとおり、年々そう
いったお子様が増えてきておりますので、よりよい支援策を引続き充実させていきたいと思っ
ております。

スポーツ・青少年課：外国籍、外国にルーツのある子どもの支援ということであれば、市民総合センターの中にある市立公民館で毎週金曜日の6時半から8時まで「にほんご教室」というのをやっております。にほんご教室には子ども教室と大人教室に分かれて支援を行っているので、子どもだったら他にも外国の子どもが来たりするので、そこから仲良くなって日本語を覚えていくというの也能かと思ひます。

三宅委員：ありがとうございます。ということは、やっぱり就学前の幼児期の子どもさんはなかなか難しいという感じですかね。就学されてからのサポートは今お話しいただいたんですけど、それより前、幼児期の言葉を覚え始める時期の具体的なサポートは親子教室にご両親に意欲があればそこに通ってこられてお子さんも身についていくけれども、私が直接お伺ひした方だと、お母さん自身が日本語が不自由でお父さんはお仕事で日本語を使うからお父さんは日本語と母国語両方喋れるけど、お母さんは母国語しか無理。そんななか紹介はされるらしいんですけど、子どもを連れて、場合によっては2人ぐらい小さいお子さんがいらっしゃるって、田原地区の方だったんですけど、バスに乗って来るとのこと自体がなかなか難しいということで、整備は一応整っているけど利用するハードルが高いような気がしたんです。なのでそういった方がもう少しハードルが低く利用できるような体制をとっていただけたら幼児期のお子さんがより日本語に親しめるので就学後もスムーズに行けるのかなと思ったりするので、またよろしくお祈ひします。

小寺委員長：はい、よろしくお祈ひいたします。他にはありませんか。

柏原副委員長：前回は失礼しました。立派な冊子になっていてびっくりしています。外国籍の子どものお話なんですけども、これから増えてくると思うんです。先生がおっしゃったみたいに、どこにアクセスしたらいいかわからない、言葉の習得が一番大事な時期にその環境がないというのはやはり大きな課題だと思います。この冊子を読ませていただいても「外国籍」という意図した文言が見当たらないので、文言を入れておくことでみんなで意識を共有できるということなので、どこかに織り込んでいただけたらありがたいなと痛感しました。よろしくお祈ひします。

また、76ページ。コラムを入れていただいている、数字の中でほのぼのとするわかりやすい内容が書かれていますごくいいなと思うんですけど、他のページだったら「食育とは」というようにきちんと説明があるんですけど、「ネウボラ」という言葉を一般の人が全員ご存じかどうかというのはちょっと疑問なので、どこかにネウボラっていうのはこういうことなんだよっていうのを記入されておかれた方がいいのではと思ひましたというのが1点です。

もう1つは、四條畷市さんは子どもの条例を結構早くから制定されて、子どもに対する意識が強いなっていうのを痛感しています。そういう意味でも後ろの資料のところに子どもの条例を載せておかれた方がよいんじゃないかと思ひます。せっかくだぶ前ですよ、この子ども・子育て会議で考えてできあがったものなので、少し検討していただきたいです。

小寺委員長：他には何かございせんか。

山田委員：84ページの障がい児通学支援事業なんですけど、これずっとしていただいている事業なので、大事な事業の一環ではあるんですけど、金額が全然変わらない。詳しく申し上げていいですか。30分で800円。それも8時から。8時から通学されるお子さんに対するサポートで30分で800円です。それにかかる前後、往復というヘルパーさんが必要とする時間は加算として片道200円付くと把握しています。7時台

に仕事の都合でちょっと早めに送りたいから早めに来てほしいという場合、30分で1000円になるそうなんです。8時から30分800円の金額は何年たっても変わっていないと思うんですよ。これだけ物が値上がりして、人件費も上がってくる。一般の1時間の金額も上がっているのに、これは全然変わらない。ということは、事業所はヘルパーさんをお願いすることがすごく苦しいんですよね。ヘルパーさんはそれに時間を取っていますけれどもお家の都合で今日はキャンセルしますや早く来てくださいと言われても正直すぐに対応できないことがあるんですけど、誰が補填するかと申しますと職員なんです。やっぱり受けた以上なしはだめなので、職員がいくんですけど、それにも限りがありますし、この金額ではなかなか手を挙げてくれる事業所がないと思うんです。保育所、幼稚園でも発達障がいの子が増えていると思うんですけど、その子たちが小学校、中学校、高校に行くときに通学支援は絶対必要不可欠になってきます。それプラス保護者の方は健常な親御さんでお手伝いができるおじいちゃんおばあちゃんがいてはったらサポートできますけど、障がいをお持ちの両親だったら手助けが絶対必要じゃないですか。その場合に今おっしゃっていただいたように、四條畷は子育てや子どもにすごくいいことを捉えてやってくれるという面がすごく薄くって。これって市の施策なので、いつも市は予算がない、予算がないと言われてしまうので、事業所は色んな場所でこれでは大変だから何とかしてほしいと訴えてると思うんですね。だから私からもお願いなんですけど、もう少し考えてあげてほしい。これだけ物価が上がって未だに30分800円って、私が当初聞いた時から全然変わってないんですよ。だから市として、皆さんで頑張ってちょっとでも上げていってほしいというお願いです。よろしくお願いします。

小寺委員長：ということで、ヘルパーさんのことをちょっとでも考えてほしいというお願いでした。よろしくお願いいたしますと思います。

私からも2点お聞きしたいんですけども、1点目が72ページのコミュニティ・スクールという学校が地域と連携、協働し、教育活動を進めるコミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）というのはどういう風にやっておられるのかというのがわかればいいのですが、連携して何をやっておられるのでしょうか。

学校教育課：学校運営協議会を設置している学校をコミュニティ・スクールという名称で全国的に呼ばれるようになっているんですけども、本市においては3中学校区において学校運営協議会を設置しております。活動内容としては、年度初めに学校長が作成した学校経営計画の全体的なところについて内容を見ていただき、この方針で進めましょうかというような賛同を得てもらったりとか、年度終わりに1年間の教育活動のなかで子ども達、保護者のアンケートで学校運営の評価をいただいたりとか、あとは年間の取組みとして3中学校の中での地域人材を活用した取組みをさせていただいているところがあるんですけど、例えば、大学生に授業支援に入ってもらったりであるとか、地域の方が掃除の取組みをされていたりとか、あとは休み時間に地域の方に入ってもらって子ども達の様子を見守ってもらったり、親しんでもらったりといった取組みを運営協議会のなかで、学校のニーズに合わせた取組みを行っているところでございます。

小寺委員長：ありがとうございます。もう1点ですね、子育て相談支援体制の充実の7番目、子ども家庭総合支援拠点が継続となっているんですけども、子育て総合支援センターと教育支援センターが拠点となり、他機関とも連携し子どもとその家庭の支援を一体的に行うということで、パンフレットも作ってやっておられるんですが、これがどう進んでいるのか、ある程度成果として上がってきているのか、どういうやり方でやっているのかというのをお聞きしたいです。

子育て総合支援センター：子ども家庭総合支援拠点につきましては、具体的には子育て総合支援センターの職員

と教育支援センターで雇用されているスクールソーシャルワーカーで概ね毎月全ての小中学校を訪問させていただいて、支援が必要な世帯について共有可能な範囲で情報共有をさせてもらったりですとか、支援が必要な家庭をなるべく早くキャッチするといった取組みを具体的なところとしてはさせていただいています。これを行っているからこういう数字が出ているといった明確な成果を示すのは難しいですが、これも一因となって四條畷市における子育てや虐待に関する相談が増えていっているということがありまして、増えていっているというのが今まで気付かなかったところをキャッチできていて、そこから重い話になる前に予防につながる支援ができていないかなという捉え方をさせていただいております。

小寺委員長：ありがとうございます。先程出ていたネウボラの話も色々なところでやっておられるんですけども、ネウボラとこの子育て総合支援センターと教育委員会という大きな組織が連携してやっていこうということで、保健センターと教育委員会の連携もやられたら市民にとってもわかりやすいし、どこに相談してもつながっていくのかなということで、私は期待しているんですけども、やっていく方はどうですかね。

こども未来部次長：委員長がおっしゃったとおり、これから福祉の分野、母子保健の分野、教育の分野の連携が重要になってくるんですけども、今後市としては子ども家庭センターの設置に向けての取組みを進めているところでございまして、現在まさにどういったかたちにしていこうかと検討をしているところで、ネウボラなわてで母子保健と児童福祉の連携をしているところと、子ども家庭総合支援拠点で子育て総合支援センターの児童福祉部門と教育支援センターの教育部門の連携をしているところを更に一体化してどういう形で連携強化して進めていこうかというのを検討しています。

小寺委員長：ありがとうございます。3つの大きいセクションが一緒にやろうかということで他の市も注目すると思いますし、モデルになれると思うので、頑張っていたきたいなと思います。
他に何かございますでしょうか。

柏原副委員長：今委員長が言われたようにどこの行政も教育と福祉はなかなか難しいところがあって、四條畷市の取組みを見ているとそこを何とかつなげていこうという姿勢がこのプロジェクトの中から見えってきましたので、ぜひぜひこれをつなげて実践していただけたらと切に思います。

135 ページなんですけど、乳幼児教育と保育の推進イメージ図ということでわかりやすく示していただいているんですけども、四條畷市でこうして関わらせていただいて、やはり 18 歳までを意識した取組みというのをすごく感じているので、もし可能であればここを中学生で切ってしまわないで、18 歳というところまで意識しながら盛り込んでいくとよりわかりやすいんじゃないかなと私個人は感じましたので、またご検討頂けたらと思います。

小寺委員長：ありがとうございます。18 歳までが一つの大きな区切りかなと思いますので、私も今の意見に賛同いたします。

柏原副委員長：なかなか 18 歳まで意識して行政で縦でつながろうと取組んでいるところはあまりないので、私もあまり勉強できていない部分もあると思いますが、先程委員長がおっしゃったように一つのモデルケースになると思いますので、ぜひぜひ大変でしょうけどお願いできればと思います。

小寺委員長：その他何かありますでしょうか。

市林委員：勉強不足でわからないんですが、115 ページの保育所の一時預かりと 122 ページのこども誰でも通園制度の違いというのは、金額が違うのか、1 日ごととかが違うのか、そういうのも含めてちょっと教えていただければと思います。

こども政策課：一時預かり事業とこども誰でも通園制度の違いなんですけれども、国の方も違いを明らかにしていこうとしているところでございまして、やはり一時預かり事業と似ているのではないかという指摘を国の方も受けている状況でありまして、国としてはこども誰でも通園事業は子どもの視点から考えたお子さんを預かる事業ではなく、お子さんが通って、そこで同じくらいの年齢のお子さんと触れ合うなかで成長を促していこうと考えているような事業なんですけど、まだまだ一時預かり事業との違いが明確になっていないので、国の方でも整理をしていこうとされている状況でございます。

市林委員：もうすでにこども誰でも通園制度は始まっているんですか。

こども政策課：モデル事業ということで一部の自治体では実施しているところなんですけど、国の給付制度として全国の自治体で実施するのは令和 8 年度からということで国の方で進めている状況でございます。

小寺委員長：他にはございますでしょうか。

ないようですので、次の案件に進めさせていただきます。案件 2 のその他について、事務局から説明をお願いします。

事務局：今後のスケジュールについてご報告いたします。

本日いただいたご意見に加え、文言など精査・確認を行ったうえで、第 3 期四條畷市子ども・子育て支援事業計画の原案を作成し、令和 7 年 1 月 15 日から 2 月 14 日まで意見公募（パブリックコメント）を実施する予定です。パブリックコメントのご意見を踏まえ、計画を策定してまいります。

次回、第 4 回子ども・子育て会議につきましては、3 月 26 日（水）午後 2 時から本館 3 階委員会室での開催を予定していますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

小寺委員長：ただいまの件で何か質問やご意見はありますでしょうか。

このパブリックコメントは修正されますよね当然。今日色々ご意見が出ていますので。

こども政策課：そうですね。今日のご意見を踏まえて原案を作成していくんですけれども、原案ができましたら、こういう形でパブリックコメントを実施しますということでまた情報共有は郵送でさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

市林委員：こども政策課さん郵便を送っていただくことも多いんですけど、メールでもいいですよ。最近郵便代も高くなっているんで、少しでも費用を抑えていただければ。

こども政策課：そういつただけるとありがたいです。お帰りの前にメールアドレスを教えてくださいましたら、原案はメールで良いよという方にはメールを送らせていただきます。

小寺委員長：ただいま今後のスケジュールについて説明をいただきましたが、委員の皆さま、何かありますでしょうか。この頃には寒くなっているでしょうね。それでは、これをもちまして、令和6年度第3回子ども・子育て会議を閉会いたします。ありがとうございました。

<閉会>